

矢巾町は新婚世帯を 応援します

矢巾町では、結婚を機に町内で新生活を始めた新婚世帯を対象に、住居費や引越費用などに対し、最大70万円の補助金を交付します



対象世帯

- ①婚姻届が令和6年1月1日から令和7年3月31日までに提出、受理されていること
- ②婚姻日における夫婦の年齢がともに39歳以下
- ③世帯所得が500万円未満（貸与型奨学金の返済額を除く）
- ④申請時における夫婦の住所がともに矢巾町にあること
- ⑤住民税（市町村民税）の滞納がない
- ⑥本補助金を初めて受給する（他自治体も含む）

補助対象

住宅取得費用 リフォーム費用 引越費用
住宅賃貸借費用（家賃、敷金、礼金、共益費等）



詳細は裏面、町HPをご確認ください

対象となる世帯

すべて当てはまる方が対象となります

- ☐ 婚姻届が令和6年1月1日から令和7年3月31日までに提出、
受理されている
- ☐ 婚姻届受理日における年齢が夫婦ともに39歳以下である
- ☐ 申請時点で、夫婦ともに矢巾町に住所がある
(住民登録をしている)
- ☐ 世帯全員の合計所得が500万円未満である
※貸与型奨学金の返済がある場合、年間返済額を所得から
差し引きます。
- ☐ 申請日において住民税（市町村民税）の滞納がない
- ☐ 過去に本補助金を受給していない（他自治体含む）

対象となる経費

- ☐ 住宅取得費用
- ☐ 住宅リフォーム費用
- ☐ 住宅賃貸費用（家賃、敷金、礼金、仲介手数料、共益費）
- ☐ 引越費用（運送業者等へ支払った費用。レンタカーは対象
外となります。）

補助上限

- ☐ 夫婦ともに29歳以下
⇒ 上限70万円
- ☐ 夫婦両方またはどちらかが30歳以上
⇒ 上限30万円



補助金交付までの流れ



婚姻日 令和 年 月 日

令和7年3月31日
が申請期限です



補助対象経費算定期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

※算定期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日の間です

矢巾町で新生活スタート！
(住宅購入，リフォーム，賃貸の契約)

補助金の申請

役場から交付決定通知交付

家賃等のお支払い

県セミナーの受講

詳細・お申し込み



領収書等を役場へ提出

請求書等を役場へ提出

補助金の振り込み

申請書は 矢巾町役場3階 企画財政課
または HPよりダウンロードできます

【申請・お問い合わせ】 矢巾町役場 企画財政課 企画コミュニティ係

☎ 019-611-2721 ☒ k_community@town.yahaba.iwate.jp

必 要 書 類

共通の書類（必ず提出）		
矢巾町結婚新生活支援事業費補助金交付申請書		☐
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）	本籍地のある市町村で取得	☐
世帯全員の住民票	続柄が記載されたもの （町民環境課）	☐
住宅手当支給証明書	収入のある人全員分	☐
直近の所得証明書	世帯全員分（税務課） 令和6年1月1日に住民登録が あった市町村で取得	☐
市町村民税の納税証明書 令和6年12月31日まで申請：令和5年度分 令和7年1月1日～3月31日までの申請：令和6年度分	収入のある人全員分（税務課） 令和5年1月1日に住民登録が あった市町村で取得 令和6年1月1日に住民登録が あった市町村で取得	☐
口座登録届出書		☐
セミナー受講証明書	県が発行する受講証明書 請求時の提出可	☐

世帯所得が500万円以上で、貸与型奨学金を返還中の場合		
貸与型奨学金の返還額がわかる書類	課税証明書と同じ期間のもの	☐

住居を取得・リフォーム工事をした場合		
住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し		☐
住宅取得費用・リフォーム工事費用を支払ったことがわかる書類		☐

住居を賃貸した場合		
住宅の賃貸借契約書又は賃貸借見積書の写し		☐
家賃費用等を支払ったことがわかる書類	通帳の写し可 請求時の提出可	☐

引越をした場合		
引越費用がわかる領収書等	運送業者へ支払ったことが 確認できるもの 請求時の提出可	☐